

富士山麓におけるナショナル・トラスト—その意義と展望

喜多川進・渡辺 伸

National Trust at the foot of Mt. Fuji: Significance and Perspective

Susumu KITAGAWA, Shin WATANABE

要 旨

ナショナル・トラストとは、貴重な自然環境や歴史的環境の保全をおこなう活動であるが、わが国でのこれまでナショナル・トラストの担い手は、主に各地の地域住民や自治体であった。しかし、従来は各地のナショナル・トラスト活動の支援を主な活動としていた社団法人日本ナショナル・トラスト協会が、2007年に環境保全を目的として富士山麓にトラスト地を取得した。そこで、本研究では、わが国における新しいタイプのナショナル・トラストである、富士山麓の山梨県富士河口湖町富士ヶ嶺地区の事例の意義を考察した。その結果、このナショナル・トラストは、一定の開発抑止効果を有するとともに、現行の国立公園に関する法制度の欠陥を補完するものであることが明らかになった。また、住民あるいは自治体主導のナショナル・トラストが対応できない案件をカバーする点にも、同協会主導のナショナル・トラストの意義を認めることができる。さらに、同協会主導のナショナル・トラストを推進するための、調査・研究体制の充実策と資金調達策についても考察した。

キーワード：ナショナル・トラスト、富士ヶ嶺地区、日本ナショナル・トラスト協会

1 はじめに

ナショナル・トラストとは、わが国の代表的研究者である木原(1998:4)によれば「無秩序な都市化や野放図な工業化の波によって破壊されるおそれのある貴重な自然や歴史的環境を守るために、広く国民から寄付金を募って土地や建造物を買取り、あるいは寄贈を受け、さらには所有者との間に保存契約を結ぶなどして、保存、管理、公開をする活動」である。このイギリス発祥の活動は、1960年代からわが国でもおこなわれるようになり、国内の様々なナショナル・トラストの事例に関する研究もなされている¹⁾。

その日本のナショナル・トラスト活動は、新しい展開をみせている。すなわち、これまでナショナル・トラスト活動の全国組織として機能していた社団法人日本ナショナル・トラスト協会(以下、協会と略す)が、富士山麓の山梨県富士河口湖町富士ヶ嶺(ふじがね)地区に環境保護を目的に土地を購入し、トラスト地取得に着手したのである²⁾。この協会独自のトラスト地取得は、わが国における新しいタイプのナショナル・トラストの萌芽であり、その実態の検討が急がれる。しかしながら、これまでのところ、この事例に関する研究はおこなわれていない。

そこで、本研究では、まず、富士ヶ嶺地区の事例に示唆を与えるイギリスでのナショナル・トラストを概観したうえで、わが国におけるナショナル・トラストの動向把握をおこなう。その後、富士ヶ嶺地区での事例から、協会が進

める新しいタイプのナショナル・トラストの意義と可能性を考察したい。

2 ナショナル・トラストの概要

2-1 イギリスにおけるナショナル・トラスト誕生の経緯³⁾

ナショナル・トラストの発祥は、19世紀のイギリスである。同国のナショナル・トラストは、正式には the National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty と呼ばれる。英国ナショナル・トラストは、その来歴や活動規模など、わが国のナショナル・トラスト協会とは大きく異なる。しかし、のちにみる富士山麓の富士ヶ嶺地区でのナショナル・トラストにその萌芽を見出せる協会の将来像に示唆を与えるものである。そこで、英国ナショナル・トラストの誕生経緯とその後の展開を、以下で概観してみたい。

19世紀末のイギリスでは、産業革命による都市化と開発の結果、美しい自然環境や歴史的文化財が失われていた。そのようななかで、共有地保存協会の顧問弁護士ロバート・ハンター、著名な住宅改良運動家オクタヴィア・ヒル、牧師であり環境保全活動家でもあったハードウィック・ローンズリイが創立の準備を進め、1894年7月の発会式ののち、1895年1月に会社法のもとで英国ナショナル・トラストは、非営利の会社として法人格を取得した。英国ナショナル・トラストの特徴は、設立当初より、自然環

境と歴史的建造物・史跡の両者を保全対象ととらえていた点にある。

その後、ナショナル・トラストが保有する土地・建物が増えるなかで、その活動を支援するための立法が求められるようになった。そして、1907年にナショナル・トラスト法（National Trust Act, 1907）が制定された。同法4条は、ナショナル・トラストの目的を「国民の利益のために、美的なまたは歴史的に重要な土地および保有物（建物を含む）を永久に保存することを促進し、また土地については、その自然の景観および動植物を（可能な限り）保存すること」⁴と定めた。

同法における重要な点は、次の2つである。

まず、21条で、保存管理する土地や建物等の資産について「譲渡不能（inalienable）」を宣言する権利が英国ナショナル・トラストに認められた。この宣言が行われた資産は、売却が禁じられ、ナショナル・トラストの管理のもとで後世に残される。そして、政府といえども、国会の特別な議決なしでは、強制収用することができない。譲渡不能の原則が確立したことで、寄贈者は安心してその資産をナショナル・トラストに対して寄贈できるようになった。

いまひとつの点は、英国ナショナル・トラストに対して、その保有資産への入料の徴収を認めたことである。これは、増大するナショナル・トラストの保有資産の維持管理費調達のために不可欠であった。

1907年当時のイギリスでは、中央政府による自然環境や歴史的建造物の保全は進んでおらず、1949年まで国立公園も存在しなかったため、ナショナル・トラストが担った役割は大きいものであった。

その後、ナショナル・トラストによる土地所有がさらに進み着々と成果をあげるなかで、1937年にはナショナル・トラスト法が改正された。そして、建物内部の家具、絵画の保存や資産の一般公開が明示された。また、「保存誓約（covenant）」と呼ばれる制度が導入された。この制度は、資産所有者とのあいだで、開発をしない、建物の外部を変更しないといった保存誓約を締結するものである。保存誓約がなされた資産には、相続税が減額されるという資産保有者にとってのメリットがある。一方、買い取ることが望ましい資産を全て購入しうる資力がなかった1930年代のナショナル・トラストにとっては、このようなかたちでの所有者の使用権の制限が不可欠であった。また、地方自治体による資金援助も可能になった。そして、本来行政がおこなうべき資産保全の仕事をナショナル・トラストが肩代わりするようになり、行政はそれを全面的にバックアップする体制が敷かれた。

1960年代にはいり、英国ナショナル・トラストは「ネプチューン計画」に着手した。この計画は、国内の海岸線の買い取り運動であり、買い取りを可能にする多額の募金が必要で、この計画を機にナショナル・トラストの会員が急増した。そして、英国ナショナル・トラストは、それまでの資産受け入れ団体というやや受動的な立場から、次に

何を取得すべきかを能動的に探る団体へと変貌した。その後も、若年層への参加型環境教育をおこない、将来のナショナル・トラストの担い手を育成するなど、様々な試みを続けている。そして、英国ナショナル・トラストは、年間約600億円の収入のもとで、神奈川県よりもやや広い面積である約25万ヘクタールの土地と、1126キロメートルに及ぶ海岸線、300以上の歴史的建造物や遺跡等を保有する団体に成長している（藤谷2008：48）。

その後、ナショナル・トラストは世界各地で取り組まれるようになった。次に、わが国におけるナショナル・トラストの展開を概観してみたい。

2-2 日本におけるナショナル・トラストの展開⁵ 鎌倉風致保存会

日本のナショナル・トラストは、1969年に神奈川県鎌倉市の住民によって財団法人鎌倉風致保存会が結成されたことに端を発している。同会は鎌倉市鶴ヶ岡八幡宮の裏山である御谷（おやつ）の森の宅地開発への反対運動のなかから生まれた団体である。

現地在都市計画法上の風致地区に指定されていることから、宅地業者は鎌倉市を通じて神奈川県に工事許可の申請をおこなったが、それに対し、市が同意する意向を示し、神奈川県に上申したことから反対運動が巻き起こった。この事態を受け当時の内山神奈川県知事は現地を視察し、「法的には抑止するのはむずかしい。のこるは住民の力だけしかない」とのコメントを発表した。これは、法のもとでは行政指導による勧告はできても禁止措置はとれないことをあらわした見解であった。これが直接的な契機となり、住民たちは財団法人鎌倉風致保存会を設立し、土地の買い取り運動を始めた。同会は、運動の進め方をイギリスのナショナル・トラストに学び、保護すべき物件の取得に加え、保有した物件の一般公開とそのための維持管理を図ってゆくことを活動の柱にすえていた。そして、この運動により宅地開発予定地の一部、1.5ヘクタールが1500万円で買収され、その後、宅地開発事業は中止された。

その後、ナショナル・トラストは国内各地でおこなわれるようになった。そのなかで代表的な活動である北海道知床、和歌山県天神崎、長野県妻籠宿の事例を以下に紹介する。

知床 100 平方メートル運動

知床の運動は戦後、開拓のために伐採された知床半島の原生林をもとの姿に戻すための運動であり、「知床 100 平方メートル運動」と呼ばれた。この運動は、1970年代の列島改造論による土地ブームにより開拓地が不動産業者の手に渡り始めたことがきっかけになっている。そして、地元斜里町は藤谷町長の発案のもとで、土地の公有地化（買い上げ）を決めた。「知床で夢を買いませんか」という魅力的なキャッチフレーズのもとで、1977年に知床 100 平方メートル運動は開始された。

この運動で特徴的なことは、100平方メートルを1口と

して8000円と価格設定し、分譲の上限を10口8万円としたことである。これはイギリスのナショナル・トラスト運動の基本理念である「1人1万ポンドより、1万人の1ポンドずつ」から学んだものである。また、賛同者からの募金はすべて土地取得と植林にあて、買い上げた土地では将来にわたり伐採はしないという方針が打ち出された。朝日新聞の天声人語で紹介されるといふ幸運にも恵まれ、全国的な運動へと発展した。その結果、はじめの目標である120ヘクタール分の土地代と植林事業費9600万円がわずか3年後の1980年に達成された。

そして、1997年3月には、運動参加者はのべ4万9024人、募金額は5億2000万円となり、知床100平方メートル運動の目標金額が達成された⁶。

天神崎を守る市民地主運動

天神崎は、和歌山県田辺市に位置する岬である。当地でのナショナル・トラストは、元高校教師の外山八郎らによりはじめられた天神崎の買い取り運動である。その契機となったのは、1974年に天神崎の別荘地としての開発許可申請が和歌山県知事宛に提出されたことであった。現地は和歌山県立自然公園の区域内であったが、住宅建設のための一定条件を守りさえすれば、宅地としての開発は可能であった。そこで、天神崎の開発を危惧する住民グループは、1974年2月に「天神崎を大切にす会」を、同年10月には「熱意表明基金」を設立し、天神崎を業者から買い取る運動を始めた⁷。銀行からの融資や退職金をもとに寄付をおこなった地元住民も少なくはなかった。興味深いことに、このトラストを進めたグループの人々は、イギリスのナショナル・トラストの存在を知らなかったという。この住民運動は当初は消極的であった行政をも巻き込み、のちに田辺市と和歌山県からの財政支援も受けるに至った。そして、この運動は、今日に至るまで、天神崎の継続的な購入を続けている⁸。

妻籠宿の保存

長野県南木曾町の妻籠宿では、1965年に国道の拡張を機に、宿場の街並みの移転かバイパス建設かを迫られた。そして、バイパス建設を選択し、妻籠宿の街並み保存と修復による地域振興を選択した。1968年には妻籠の全世帯315戸が参加して「妻籠を愛する会」が設立され、1971年には「妻籠宿を守る住民憲章」が採択された。この憲章は、「売らない」、「貸さない」、「壊さない」の三原則をうたっている。1983年には、財団法人妻籠宿保存財団が南木曾町、妻籠観光協会、地元住民、さらに全国各方面からの基金により設立された。

この街並み保存は、町の貴重な収入源である観光資源を生み出すことにもつながり地域振興と結びついていた。この点が、妻籠宿で自治体と住民の協働を可能にしたと考えられる⁹。

2-3 日本ナショナル・トラスト協会の設立経緯とその概要

1982年に斜里町にて開催された知床100平方メートル運動の5周年記念シンポジウムには、田辺市や妻籠宿をはじめとするナショナル・トラストに取り組む各地の団体が参加した。その際に採択された「知床アピール」では、各地で展開されているナショナル・トラスト運動の連携を深めるために「ナショナル・トラスト全国市民連合（仮称）」の結成が提案された。それを受けて、1983年には、全国的な連絡・協力組織である「ナショナル・トラストを進める全国の会」が結成された。1992年にはこの会を発展させるかたちで、社団法人日本ナショナル・トラスト協会が設立された。現在、協会のネットワークには50団体以上が参加している。

英国ナショナル・トラストは、創立時より国内のローカルなアメニティ保全運動を集約し、国家レベルでの活動をおこなう組織であった（西村1997：38-39）。その結果、英国ナショナル・トラストという中央組織が、各地の資産買い取りをおこなった。一方、わが国の場合は、開発等の喫緊の問題回避を目的として各地でナショナル・トラスト運動が組織された結果、日本ナショナル・トラスト協会という中央団体の組織化は、いままで以上に1992年になってからであった。

協会は、環境省主管の社団法人である。その目的は定款（2004年改正）によれば、「良好な自然環境及びこれと一体となった歴史的環境を保全するため、その保全及び活用に関する事業（以下「ナショナル・トラスト活動」という。）を推進し、もって健康で文化的な生活の確保に寄与すること」であり、協会がおこなう主な事業としては、ナショナル・トラスト活動の実施及び促進のための援助、国内及び国外のナショナル・トラスト諸団体との連絡及び提携があげられている¹⁰。ここからも、協会は各地のナショナル・トラスト団体の支援を主な活動としていることがうかがわれる。

2-4 ナショナル・トラスト運動の諸形態

さて、木原（1984：9）に基づき、わが国のナショナル・トラストの運動形態を分類すれば、下記ようになる。

- 1 地域住民主導型ナショナル・トラスト
- 2 自治体主導型ナショナル・トラスト
- 3 地域住民・自治体協働型ナショナル・トラスト

それぞれの形態の代表的事例として、1に該当するものは天神崎を守る市民地主運動、2が知床の100平方メートル運動、3が妻籠宿である。天神崎のナショナル・トラストは、のちに和歌山県や田辺市も巻き込み財政支援も得るが、もともとは住民主導であった。また、知床のナショナル・トラストは、当時の藤谷斜里町長のもとで進められた。一方、妻籠宿のナショナル・トラストは、当初より自治体と住民の協働で着手されたものである。

これまでのわが国のナショナル・トラストは、おおよそこの3つのタイプに分けられるものであった。そして、その設立経緯より協会の活動は、これらの各地のトラストの支援が主であった。しかし、2007年に協会自らがトラスト地を富士山麓に取得するに至った。これは、従来になかった「協会主導型ナショナル・トラスト」と呼ぶべき新しいナショナル・トラストの形態である。では、富士山麓でおこなわれている協会主導型ナショナル・トラストの誕生経緯と実態を次章でみてみよう。

3 富士山麓におけるナショナル・トラスト

2007年9月に、協会は富士箱根伊豆国立公園内に位置する山梨県富士河口湖町富士ヶ嶺地区の草地約1ヘクタールを購入した（日本ナショナル・トラスト協会2007）。その後、協会は東京都日の出町、沖縄県宮古島、岐阜県長良川河畔、北海道旭山、長野県丸子の森においても土地を取得した（日本ナショナル・トラスト協会（2008b）,（2008c）,（2008d）,（2009））。ただし、協会が土地を購入したのは富士ヶ嶺地区の事例のみであり、他の土地はすべて協会に寄贈されたものである。

富士ヶ嶺地区の事例は、協会が初めて取得したトラスト地であるだけでなく、協会が所有者に対して譲渡を積極的に働きかけて実現したものである。したがって、協会主導と呼ぶにふさわしい事例であり、その検討は今後のわが国におけるナショナル・トラストの新しい展開を考えるうえで、興味深い。

そこで、以下では、富士山麓の富士ヶ嶺地区におけるナショナル・トラストの検討を、その地区の解説も踏まえながらおこなう。

3-1 富士ヶ嶺地区の概要

富士ヶ嶺地区は山梨県南都留郡富士河口湖町の南西に位置しており、2006年の富士河口湖町との合併までは上九



図1 富士ヶ嶺地区の位置

(出所) 財団法人地方自治情報センターホームページ (<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/1,641,69,145.html>) に加筆。

一色（かみくいしき）村に属していた。この地域は富士山の北西部にあたり、静岡県と県境を接する地域である（図1参照）。

富士ヶ嶺地区の歴史は、第二次世界大戦終戦直後に始まったといえる。食料増産や失業対策を目的として1945年10月に発足したいわゆる緊急開拓事業の一環として、富士ヶ嶺地区が開拓用地とされ、入植が認められたのである。満州開拓からの引き揚げ者、戦災者、土地を持ってぬ農家の二男や三男等の約400戸が1946年までに入植して開墾と食料生産に着手した。しかし、その半数が離農するに至った（山梨日日新聞社1985：887）。これは、同地区がそれまでは道路も水もない無人地区であったという厳しい環境であったことと無関係ではない（山梨日日新聞社1985：940）。

富士ヶ嶺地区は、標高895メートルから1265メートルにかけて位置している。土壌は富士山火山灰土であるため、農地には適さない。また、地下水の水位が低いため、地下水を利用できない地域である（山梨日日新聞社出版局1997：17）。

したがって、1965年に水道工事が完成するまでの入植者の苦労は並大抵ではなかった。『上九一色村富士ヶ嶺開拓五十年誌』における地区住民の座談会では、水道工事が完成するまでは、雨水を集めて生活用水としていたこと、水汲みが日課であったこと、頻繁に発生する霧を集めて水を得ていたことなどが、かつての思い出として語られている（山梨日日新聞社出版局1997：234, 239 - 240）。

今日では同地区は、山梨県を代表する酪農地域に成長している（山梨日日新聞社1985：895 - 898）が、この地区を一躍有名にしたのが、1989年にオウム真理教が旧上九一色村の同地区の土地を購入し、その後、一大拠点を形成したことである¹¹。

富士ヶ嶺地区は富士箱根伊豆国立公園内に位置するが、普通地域であるため、大規模なものでない限り届出により開発は可能である。そのため、サティアンの撤去後も、1997年にはその跡地に「富士ガリバー王国」というテーマパークが建設された。しかし、1999年に運営会社のメインバンクであった新潟中央銀行が経営破綻したことと、来場者減少などから、富士ガリバー王国は2001年10月に閉鎖された¹²。その後、跡地は競売にかけられタカギリゾート（当時）が落札し¹³、2004年8月に飼い犬を自由に遊ばせることができる施設「ザ・ドッグラン」がオープンした¹⁴。しかし、この施設ものちに閉鎖され、富士ガリバー王国跡地の転売はその後繰り返されている。このように、静かな酪農地帯は開発の波にさらされている。

3-2 富士ヶ嶺地区におけるナショナル・トラストの経緯と概要

2007年に協会が富士ヶ嶺地区に購入した土地は、富士ガリバー王国跡地から約1キロメートル程度の地点にある。地元の不動産業者のA氏所有の私有地を、協会は約1700万円で購入した¹⁵。その購入には、遺贈¹⁶などを原

資として協会が創設した約 8000 万円の基金が充てられた¹⁷。

すでに述べたとおり、設立以来の協会の活動は、各地のナショナル・トラスト団体の支援が主であった。しかし、少子化の影響を受け相続人の該当者がいないなどの理由から、近年、土地や財産の寄贈または遺贈に関する相談が協会に数多く寄せられていた。それが、協会独自の土地取得の契機になった¹⁸。

富士山麓地域が最初のトラスト地とされたのは、リゾート法制定以降に別荘地開発が進められており、世界文化遺産登録を見込んだ開発圧力にもさらされている現状が考慮されてのことである（日本ナショナル・トラスト協会 2007）。

そして、それとともに協会が第 1 号トラスト地選定に際して重視したのは、話題性であった¹⁹。すなわち、協会が将来にわたって土地の受け入れ団体として機能してゆくためには、第 1 号トラスト地を広くアピールする必要があった。したがって、協会は第 1 号トラスト地の候補として、国民の認知度が高く、話題性に富む地域を希望していた。その意味で、日本の豊かな自然の象徴である富士山麓は、協会主導でのナショナル・トラストの第一歩として格好の場所である。

協会が、この土地の所有者であった A 氏にコンタクトをとってきたのは、2006 年 10 月のことであったという²⁰。その際、自然保護の一環としてこの土地をトラスト地にしたいとの打診が協会によりなされた。同氏がナショナル・トラストに理解があったことから、話は前向きに進んでいった。そして、協会による下見や測量、周辺の土地所有者による同意書の作成が進められ、2007 年 9 月に正式に売買が成立した。この土地に関しては産業廃棄物処理業者が購入したいと日参していたが、富士ヶ嶺の自然環境を守りたいという気持ちから、A 氏は自らの取得額を大きく下回る額でこの土地を協会に譲渡した。

協会では、今後も富士山周辺はもとより、その他の地域でも守るべき土地の買い取りや寄付の受入れを進める予定である²¹。

4 考察

4-1 富士ヶ嶺地区のナショナル・トラストの意義 開発抑止の可能性

前述したとおり土地の元所有者である不動産業者のもとへは産廃業者がたびたび訪れ、用地売却を打診していた。しかも、産廃業者の名を隠して土地売却を打診してくるという。特に富士ヶ嶺地区は酪農が盛んな地域であることから、堆肥を作るといってコンタクトをとってることが多いという。また、トラスト地周辺の一部はくぼ地になっていることから、地形的にも産廃業者が目をつける可能性も否定できない。このように、富士ヶ嶺地区では「おいしい話の裏には産廃業者」が常識となっている²²。実際に、同地区は廃棄物の不法投棄被害にあっている。さらに、すでに述べたとおり、富士山の世界文化遺産登録をめぐる動き

のなかで、登録後の観光客増加を見込んだ開発が富士山麓で進んでいるとされる。したがって、このトラスト地は比較的開発圧力の高い地域に立地しているといえる。それゆえ、本トラスト地は開発抑止効果を有している。しかし、その面積は 1 ヘクタールに過ぎないため、その効果は限定的である。むしろ重要なことは、富士山麓の景観保全のために、これからこのような小規模トラスト地を増やすことにあると考えられる。すなわち、「点」に過ぎない小規模なトラスト地を増やして「面」に近づけていくことが、より広い範囲の開発抑止を可能にするであろう。

宣伝効果

本トラストは、自分が所有する自然環境を守りたいが、その方策を知らない人々へのアピールにもなっている。協会は富士ヶ嶺地区のトラスト地取得後に記者会見をおこない、それを受けてこのニュースは新聞やテレビを通じて報道された。地元紙である山梨日日新聞（2007 年 11 月 9 日付朝刊）のみならず、朝日新聞（2007 年 11 月 14 日付夕刊および 2008 年 1 月 8 日付朝刊山梨県内面）や日本経済新聞（2007 年 11 月 15 日付朝刊東京・首都圏経済面）といった全国紙でも紹介された。また、NHK 甲府放送局は、地元の話題として約 10 分間にわたり、このニュースを詳細に報じた（2007 年 11 月 12 日付）。

その後の 1 年程度のあいだに 5 カ所のトラスト地が協会に寄贈されているが、その要因のひとつとして、富士山麓トラスト地取得の宣伝効果が考えられる。

国立公園法制の補完

さらに、このトラストは、国立公園に関わる法制度の欠陥を補い、自然環境の保全に資するものでもある。つまり、トラスト地は富士箱根伊豆国立公園内にあり、その普通地域に指定されているが、様々な規制が課せられる特別地域とは異なり、普通地域は規制も弱く、通常の開発行為であれば、許可ではなく届出により可能である（自然公園法第 26 条）²³。じじつ、トラスト地周辺に「富士ガリバー王国」というテーマパークが建設されたことは、先に述べたとおりである。

もともと狭い国土のなかで山間部まで開発が進み、土地所有も入り組んでいたこともあり、わが国の自然公園法は開発行為や産業活動の規制が十分ではない。環境法学者畠山武道は、自然公園法 3 条が「この法律の適用に当たっては、（中略）関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない」と定めていることについて、「この種の開発調和原則が、自然保護の基本法である自然公園法の中に明記されているのは、やはり奇異であるといわざるをえない」としている（畠山 2001：203）²⁴。

富士ヶ嶺地区自体は、自然公園法が重視している景観やレジャー性といった点では必ずしも秀でてはいないかもしれないが、富士山麓を一体的に保全するという点に鑑みれば、保全に値する。そして、そのためには自然公園法に

おける普通地域の規制のあり方を見直す必要がある。ただし、同法が直ちに改正されない状況のもとでは、協会によるトラスト地取得は、同法の欠陥を補完し、価値ある自然環境を保全しうるものである。

「最後の砦」としての機能

では、次に、従来の国内各地のナショナル・トラスト活動と、協会主導型ナショナル・トラストの棲み分けを考えてみたい。

従来のわが国のナショナル・トラストにおける形態は、すでにみたとおり、地域住民主導型、自治体主導型、地域住民・自治体協働型のおおよそ3つであるが、これらがカバーできないケースが想定される。すなわち、保全すべき自然や歴史的環境があったとしても、その地域に有力な住民運動組織が形成されてない、地元自治体が急にナショナル・トラストのための予算措置を講ずることができないといった理由から、住民も自治体も保全活動ができないケースである。土地等の資産所有者の高齢化に伴う寄贈の要望が増えつつあることも、このようなケースの増加を予想させる。そのような場合には、協会が独自に土地等の資産を買い取ることが考えられる。そういった意味で、協会主導型はいわば価値ある資産を保全するための「最後の砦」として機能しうる。

また、従来型の各地で展開されているナショナル・トラスト活動の衰退も想定される。すなわち、住民主導型においてはリーダーの高齢化や交代が、また自治体主導型においては首長交代や財政状況の変化による方針転換が、活動の継続を困難にするからである。そのような場合には、協会はその活動に対する財政的および人的な支援をおこなう存在となりうる。

したがって、協会は独自のトラスト活動を展開しうるが、それは各地の団体の活動と競合するものではなく、あくまでもそれらを支援あるいは補完するものであるべきであろう。そして、それは協会のなりたちと、これまでの活動から自明のことである。すなわち、協会の前身は「ナショナル・トラストを進める全国の会」という全国のナショナル・トラスト団体の連絡・協力を支援する組織であり、現在の協会の定款に定められている事業内容としても、国内外のナショナル・トラスト諸団体との連携があげられている。したがって、協会は国内の諸団体と連携しつつ、それらがカバーできないトラスト案件に関し「最後の砦」として関与すべきである。

4-2 協会主導型ナショナル・トラストの充実策

次に、今後、協会主導型ナショナル・トラストを充実させるための方策を考えてみたい。

調査・研究体制の充実

協会主導のトラスト地取得を今後一層進めるうえで、協会の調査・研究体制の充実が不可欠である。ナショナル・トラストに関する実務や研究分野の専門家の協力も仰ぎつ

つ、質も量もともに十分な体制を敷く必要がある。このように強化された協会の調査・研究部門は、各地のナショナル・トラスト団体のトラスト地取得を手厚く支援することもできる。

協会が土地取得を進めるなかで、法令や条例により開発しにくい保全に値しない土地を、ナショナル・トラストという名目で協会に買い取らせようとする悪質な行為も予想される。そのような動きは、阻止されなければならない。したがって、協会のトラスト地取得に便乗するような悪質なケースを排除するための厳格な審査体制も必要である。

資金調達策

富士ヶ嶺地区のトラスト地購入には、約8000万円の基金の一部があてられたが、現状の基金の規模では、今後の土地等の資産購入には不安が残る。したがって、協会が資産購入資金をいかにして確保するかという課題が残っている。木原（1984：222）の指摘の通り、ナショナル・トラストは、土地取得のみがその活動ではないため、資産購入後の維持管理費、広報活動などのための事務経費も必要になる。現に、英国ナショナル・トラストでは、2004年度の支出に占める保全資産の維持管理費、修復・改善費は支出の約3分の2を占める（藤谷2008：59-60, 68）。そこで、何らかの事業収益をあげることが対応策として考えられる。

その点でも英国ナショナル・トラストは先駆的である。英国ナショナル・トラスト自体は慈善団体であるため、その目的に直接関わらない事業をおこなうことはできない。そこで、ナショナル・トラスト・エンタープライズ²⁵という別組織を1960年代に設立し、その収益を寄付として受け入れている。ナショナル・トラスト・エンタープライズは、ショップ、ティー・ルームやレストランの経営、さらには所有している建造物の宿泊施設や別荘としての貸し出し事業もおこない、ナショナル・トラストへの寄付額は1980年以来増加している。ただし、ナショナル・トラスト・エンタープライズの事業は、ナショナル・トラストの膨大な土地や建物の所有があつてこそ成立するものであり、わが国の協会には当てはまらない。さらに、近年の英国ナショナル・トラストはこれらの事業の推進を通して、かつてのチャリティ団体としての色合いを薄め、民間企業化しつつあるとの指摘もある（岡・岡田2007：129）。したがって、「先駆的」である英国ナショナル・トラストは、収益確保のために岐路に立たされているといえる。

さて、協会は企業や個人からの支援を受け付けている。また、クレジットカードの利用や買い物を通じて、協会に寄付できる仕組み作りや、提携企業の特典商品の売り上げの一部が協会に寄付される試みをおこなっている。バック、マグカップ、ブランケット、水筒などの協会のオリジナルグッズも販売されている。このような地道な寄付金募集や収益確保を、協会は一層進めていくべきである。

さらに、土地や建物を保全するうえで土地取得以外の方

策も探るべきであろう。すなわち、トラスト団体と対象地（または建造物等）の所有者が契約を結び、所有者がその対象の保全を約束する保全契約や、対象地の複数の所有者から保全の合意を得て協定を結ぶ保全協定といった手法は、多くの場合、所有者に対して地代に相当する対価や管理費を支払うものであるが、場合によっては有効であろう（日本ナショナル・トラスト協会 1999：20）。したがって、協会が推進役となり地元自治体や近隣のトラスト団体の協力も仰ぎつつ、保全契約や保全協定の締結を模索する必要もあるだろう。

そして、このような協会の活動と並行して、ナショナル・トラストに関する法整備も求められる。すなわち、公益性の高いナショナル・トラストに対しても、わが国の現行法では土地取得に関する租税の減免措置が十分ではないからである（日本ナショナル・トラスト協会 2006）。さらに、イギリスのような譲渡不能宣言の権利を、協会をはじめとするわが国のトラスト団体に認めることも、ナショナル・トラストの活動基盤を強固にするうえで不可欠である。

5 まとめ

富士ヶ嶺地区で展開されているナショナル・トラストは、面積こそ小さなものであるが、富士山麓の自然環境と景観を保全するための新しい可能性を示すものである。今後、このようなトラスト地を増やしていくことは、富士山麓をはじめとする開発の危機に瀕している地域を保全するうえで有効であろう。この事例は「協会主導型」という新しいタイプのものであり、ナショナル・トラスト活動の新しい展開の萌芽といえる。今後の協会のトラスト地取得の動向を見守っていきたい。

謝辞：社団法人日本ナショナル・トラスト協会と富士ヶ嶺地区のトラスト地の元所有者の方には、資料収集や聞き取り調査にご協力いただいた。また、一橋大学大学院の藤谷岳氏、山梨大学の北村眞一先生には、研究の過程で貴重なご教示をいただいた。また、山梨大学工学部循環システム工学科学士の相松良太氏には、資料収集等で協力していただいた。以上、記して感謝したい。

参考文献

- 岡真理子・岡田章宏（2007）「ナショナル・トラストの現代的変容—エンタープライズ化する新たなチャリティのあり方」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第1巻、第1号、pp.117 - 133.
- 加藤峰夫（2008）『自然公園シリーズ第3巻 国立公園の法と制度』古今書院.
- 河村宏男（1989）『天神崎を守った人たち』朝日新聞社.
- 環境調査センター編（1984）『各国の環境法 資料編Ⅱ』環境調査センター.
- 木原啓吉（1984）『ナショナル・トラスト』三省堂.
- 木原啓吉（1998）『ナショナル・トラスト（新版）』三省堂.
- 小寺武久（1983）「妻籠宿一町並み保存の先駆」木原啓吉責任編

集『事例・地方自治第7巻歴史的環境』ほるぷ出版、pp.61 - 99.

- 竹内精一（1995）『オウム 2000 日戦争—富士山麓の戦い』KKベストセラーズ.
- 西村幸夫（1997）『環境保全と景観創造—これからの都市風景へ向けて』鹿島出版会.
- 日本自然保護協会三十年史編集委員会（1985）『自然保護のあゆみ—尾瀬から天神崎まで、日本自然保護協会三十年史』日本自然保護協会.
- 日本ナショナル・トラスト協会（1999）『日本のナショナル・トラスト運動. 平成10年度版』環境庁自然保護局.
- 日本ナショナル・トラスト協会（2006）『ナショナル・トラスト活動と税制度』日本ナショナル・トラスト協会.
- 日本ナショナル・トラスト協会（2007）「記者発表資料 第1号トラスト地の取得についてのご報告」日本ナショナル・トラスト協会、2007年11月8日.
- 日本ナショナル・トラスト協会（2008a）『ナショナル・トラストの手引き（改訂版）』環境省自然保護局.
- 日本ナショナル・トラスト協会（2008b）「Press Release 日の出町と宮古島にもトラスト地を取得しました」日本ナショナル・トラスト協会、2008年4月10日.
- 日本ナショナル・トラスト協会（2008c）「Press Release 日本ナショナル・トラスト協会、新たに長良川河畔の森を取得」日本ナショナル・トラスト協会、2008年7月7日.
- 日本ナショナル・トラスト協会（2008d）「Press Release 新たに道央・旭山の森を取得」日本ナショナル・トラスト協会、2008年9月18日.
- 日本ナショナル・トラスト協会（2009）「Press Release 長野県・丸子の森を取得」日本ナショナル・トラスト協会、2009年2月19日.
- 畠山武道（2001）『自然保護法講義』北海道大学図書刊行会.
- 藤谷岳（2008）「自然保護・アメニティ保全の費用と財政—英国ナショナル・トラストを事例に」『一橋経済学』第3巻、第1号、pp.45 - 69.
- 村串仁三郎（2005）『国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に』法政大学出版局.
- 山梨日日新聞社編（1985）『上九一色村誌』上九一色村誌編纂委員会.
- 山梨日日新聞社出版局（1997）『上九一色村富士ヶ嶺開拓五十年誌』富士ヶ嶺開拓五十周年記念事業会.

注

¹ わが国におけるナショナル・トラストに関する代表的な文献としては木原（1984）および木原（1998）がある。木原（1998）は、木原（1984）の冒頭に「はじめに」を、末尾に1998年成立のNPO法に関する記述と「あとがきに代えて」を加筆したものである。それ以外の日本及び世界のナショナル・トラストに関する邦語論文は、西村（1997：292 - 293）および岡・岡田（2007：130）に紹介されている。

² 富士山の緑化等を進めている団体である「富士山ナシヨナ

ル・トラスト」は、本稿での研究対象と異なることに留意されたい。

³ 本節は、西村（1997：31－80）および木原（1984：35－91）を要約したものである。

⁴ 訳文は環境調査センター（1984：12）による（小賀野晶一訳）。同書にはイギリスのナショナル・トラスト関連法規が訳出されている。

⁵ 本節は木原（1984）に基づいている。わが国におけるナショナル・トラストの事例を紹介したものとしては、ほかに日本自然保護協会三十年史編集委員会（1985：323－336）がある。また、わが国のナショナル・トラスト団体の運営実態を詳細に調査したものとして、日本ナショナル・トラスト協会（1999）がある。

⁶ 斜里町役場ホームページ（<http://www.town.shari.hokkaido.jp/100m2/undo.html>）参照。

⁷ 天神崎のナショナル・トラスト運動に参加した人々に焦点を当てたものとしては、河村（1989）がある。

⁸ 詳細は、「天神崎の自然を大切に作る会」ホームページ（<http://www.tenjinzaki.or.jp/ayumi.html>）参照。

⁹ なお、小寺（1983）は、妻籠の街並み保存を支えたものとして、町役場職員による詳細な観光資源調査や、精力的な公民館活動の存在を示唆している。

¹⁰ 協会ホームページ（<http://www.ntrust.or.jp/gaiyo/teikan.html>）参照。

¹¹ 富士ヶ嶺地区におけるオウム真理教問題については、山梨日日新聞社出版局（1997：349－379）および竹内（1995）を参照。

¹² 朝日新聞 2001年11月10日付朝刊山梨県内面参照。

¹³ 朝日新聞 2002年12月7日付朝刊山梨県内面参照。

¹⁴ 山梨日日新聞 2004年8月12日付朝刊参照。

¹⁵ 朝日新聞 2008年1月8日付朝刊山梨県内面参照。

¹⁶ 遺贈とは、土地等の所有者がトラスト団体に、遺言により無償譲渡することである（日本ナショナル・トラスト協会 2008a：17）。

¹⁷ 朝日新聞 2007年11月19日付夕刊参照。

¹⁸ 協会への聞き取り調査（2008年10月10日実施）による。

¹⁹ 協会への聞き取り調査（2008年10月10日実施）による。

²⁰ 以下は、トラスト地の元所有者A氏への聞き取り調査（2008年12月4日実施）による。

²¹ 山梨日日新聞 2007年11月9日付朝刊および日本ナショナル・トラスト協会（2007）を参照。

²² 以上は、トラスト地の元所有者A氏への聞き取り調査（2008年12月4日実施）による。

²³ わが国の国立公園に関わる法と制度については、例えば加藤（2008）を参照。

²⁴ 自然公園法の前身となった1931年制定の国立公園法において、すでに自然環境の開発利用と保護に関して安易な妥協がなされ、それが今日の国立公園の問題にもつながっていることを村串（2005）は指摘している。

²⁵ 以下のナショナル・トラスト・エンタープライズに関する記述は、岡・岡田（2007：124－125）を参照。